

家計急変に対する在學生への緊急支援について(継続)

学校法人五島育英会では、設置する学校の在學生に対して経済的に支援する制度を設けております。

このたび「家計急変による緊急支援措置」の適用期間が延長になりましたのでお知らせいたします。

この制度は、平成 22 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの時限措置とし、平成 22 年 10 月 1 日以降の経済不況を起因とする保護者等の家計急変により、学費納入が困難になった児童・生徒に対して、一定期間(上限 1 年間)の授業料納入を免除する制度です。

この制度の適用を申請した時は、学校で審査の上、決定します。申請を希望する方は、本校事務室(03-3415-0104)までご連絡下さい。